

経営を改善したい（経営管理）

こんな時にご相談ください！

- ・ 経営管理を改善したい。
- ・ 資金繰りを検討したい。
- ・ 設備投資をしても大丈夫か見極めたい。
- ・ 経営のどこに問題があるか分からない。
- ・ 将来の見通しをたてたい。
- ・ 法人化して経営を合理化したい。
- ・ 経営を後継者に引き継ぎたいが、どうしたらよいか分からない。
- ・ 従業員の働く環境を改善したい。

地域農業の担い手として、意欲的に経営改善に取り組もうとする農業者や農業法人の皆様への課題解決や経営管理能力の向上のため、農業改良普及センターでは様々な支援を行っています。

また、経営相談ワンストップ窓口「宮城県農業経営・就農支援センター」を設置して、農業者の皆様の相談に対応しています。

○支援の内容

- ・ 経営管理に関係する各種研修会を開催しています。
 - ・ 今後の経営をどうしていくかなどの経営計画づくりと実践を支援しています。
 - ・ 今の経営はどうなっているか、課題は何か、改善するにはどうしたらよいかなどの提案と助言などを行っています。
 - ・ 農業制度資金を計画どおり償還するための助言を行っています。
 - ・ 農業法人を設立するための支援を行っています。
- 詳しくは地元の農業改良普及センター、市町村担い手育成総合支援協議会などにお問い合わせください。

○相談するためのポイント

直近の生産量・販売実績が分かるもの、決算書などがあれば、より具体的な相談ができます。

※相談内容の秘密は守られます。

お問い合わせ先・相談窓口

・ 各農業改良普及センター（電話番号）

大河原	0224-53-3496	亘理	0223-34-1141	仙台	022-275-8374
大崎	0229-91-0726	美里	0229-32-3115	栗原	0228-22-9404
登米	0220-22-6127	石巻	0225-95-1435	気仙沼	0226-25-8069

・ 宮城県農業経営・就農支援センター（公益社団法人みやぎ農業振興公社内）

電話：022-342-9190

・ 市町村担い手育成総合支援協議会

認定農業者になるには

「認定農業者制度」は、農業者が市町村の基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画を市町村等が認定し、認定を受けた農業者に対して支援措置を講じようとする制度です。

認定農業者制度

○認定を受けるには

認定を受けようとする場合は、次のような内容を記載した「農業経営改善計画」を市町村等に提出する必要があります。

- (1) 経営規模の拡大に関する目標（作付面積、飼養頭数、作業受託面積）
- (2) 生産方式の合理化の目標（機械・施設の導入、ほ場連担化、新技術の導入等）
- (3) 経営管理の合理化の目標（複式簿記での記帳等）
- (4) 農業従事の様態等に関する改善の目標（休日制の導入等）

○複数市町村で営農を行う場合

複数市町村で農業を営む農業者が経営改善計画の認定を申請する場合は、営農区域に応じて宮城県又は国が農業経営改善計画の認定を一括で行います。

農業経営を営む区域		認定権者
単一市町村の区域内		市町村長
複数市町村にまたがる	宮城県内	宮城県知事
	複数都道府県にまたがる	
	単一地方農政局の管内	地方農政局長
	複数の地方農政局の管区にまたがる	農林水産大臣 (申請は管轄する農政局等)

○主な支援措置

- (1) 経営所得安定対策（畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）、米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策））
- (2) 融資（スーパーL資金、農業近代化資金）
- (3) 税制（農業経営基盤強化準備金制度）
- (4) 農業者年金の保険料支援
- (5) 農地転用手続きのワンストップ化

※詳細については、農業振興課ホームページ

(<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/nosin/nintei-18-12.html>) をご覧いただくか、下記にお問い合わせください。

お問い合わせ・相談窓口

- ・宮城県農政部農業振興課経営構造対策班 e-mail: nosinkt@pref.miyagi.lg.jp
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県庁10階 電話: 022-211-2835
- ・各地方振興事務所(地域事務所) 農業振興部 (「11 相談窓口」を参照)

野菜、果樹の価格が低落した時の 補償制度に加入したい

野菜・果樹農家が安心して生産できるよう、価格変動による経営への影響を緩和するため、「青果物価格安定制度」があります。

詳しくは、公益社団法人宮城県青果物価格安定相互補償協会にお問い合わせください。
(JA 全農宮城県本部園芸・生産振興部内 電話：022-283-5130)

項 目	内 容
補償の対象となる品目	<p>原則として、水田における園芸作物への作付け転換による生産拡大を見据えて位置付けられた生産拡大品目又は「みやぎ園芸特産振興戦略プラン」に掲げる重点振興品目（県戦略品目、地域戦略品目）のうち、下記品目を対象とします。</p> <p>①生産拡大品目（10品目） キャベツ、たまねぎ、レタス、ねぎ、曲がりねぎ、ほうれんそう、えだまめ、せり、ピーマン、ゆきな</p> <p>②県戦略品目（7品目） きゅうり、トマト、こねぎ、ミニトマト、いちご、日本なし（幸水、新高、豊水）、生しいたけ</p> <p>③地域戦略品目（17品目） はくさい、だいこん、なす、かぼちゃ、こまつな、しゅんぎく、スイートコーン、ズッキーニ、そらまめ、チンゲンサイ、つるむらさき、つぼみな、にら、ブロッコリー、みずな、えのきだけ、なめこ</p>
補償対象となる要件	<p>①生産者の委託を受けて農協がJA全農みやぎを通じて出荷販売したものであること</p> <p>②無条件委託販売であること</p> <p>③販売代金の生産が共同計算方式であること 他</p>
補償基準価格 最低基準価格	<p>補償基準価格＝平均価格（※）×0.9 最低基準価格＝平均価格（※）×0.7</p> <p>（※）平均価格 原則として、品目別、出荷月ごとにJA全農みやぎ取扱実績の最近5カ年の平均価格から、最高・最低価格を除く中庸3カ年の加重平均</p>
補給金交付率	<p>①生産拡大品目 100%</p> <p>②県戦略品目 85%</p> <p>③地域戦略品目 75%</p>
補給金の交付	<p>JA全農みやぎの月別平均販売価格が補償基準価格を下回った場合に、農協を通じて交付されます。</p> <p>生産者補給金＝〔補償基準価格－平均販売価格（最低基準価格が下限）〕×補給金交付率×出荷数量（予約申込数量が上限）</p>
補給準備金の造成	<p>①補給準備金＝（補償基準価格－最低基準価格）×補給金交付率×予約申込数量</p> <p>②概算造成額：当初の資金造成は①40%を概算造成</p> <p>③負担割合：生産者40%、JA全農みやぎ10%、県30%、市町村20%</p>

お問い合わせ先・相談窓口

・宮城県農政部園芸推進課流通ビジネス班 e-mail：engei-ryutsu@pref.miyagi.lg.jp

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県庁10階 電話：022-211-2337

牛・豚の価格が低下した時に所得を 安定させるための制度に加入したい

価格安定制度は、牛や豚などそれぞれに補てん基準価格があり、取引価格が補てん基準価格を下回った場合、基金加入者に対して補てん金が支払われます。

制度	対象種目
肉用子牛生産者補給金制度 ○肉用子牛の平均売買価格(四半期ごとに設定)が保証基準価格を下回った場合に生産者補給金を交付	黒毛和種 褐毛和種 その他肉専用種 乳用種 肉専用種と乳用種の交雑種
肉用牛肥育経営安定交付金制度(牛マルキン) ○肥育牛1頭当たりの粗収益(ブロック別)が生産コスト(都道府県別)を下回った場合に生産者に差額の9割を補てん金として交付	肉専用種 交雑種 乳用種
肉豚経営安定交付金制度(豚マルキン) ○豚1頭当たりの粗収益が生産コストを下回った場合に生産者に差額の9割を補てん金として交付	肥育豚

※その他、加工原料乳や鶏卵に関する価格安定制度があります。

お問い合わせ先・相談窓口

・宮城県農政部畜産課生産振興班 e-mail: tikusanpp@pref.miyagi.lg.jp
 〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県庁11階 電話: 022-211-2853

万一の災害に備えるための補償制度に加入したい

.....

農業者が、自然災害や病虫害等によって収穫物等に被害を受けた場合、その損失を補填する農業共済制度があります。

国の法律（農業保険法）に基づく公的な補償制度であり、掛金の一部は国が負担しています。

.....

1 共済事業の種類等

種 類	対象品目	国の掛金負担割合
農作物共済	水稲、麦	50%
家畜共済	牛、馬、豚	40～50%
果樹共済	りんご、なし	50%
畑作物共済	大豆、そば、ばれいしょ、蚕繭	50～55%
園芸施設共済	特定園芸施設（本体及び附帯施設）、施設内農作物	50%

2 支払対象となる事故（共済事業の種類により異なります）

【農作物共済、果樹共済、畑作物共済、園芸施設共済】

風水害、干害、冷害、雪害、その他の気象上の原因（地震、噴火を含む。）による災害、火災、病虫害、鳥獣害 等

【家畜共済】

家畜の死亡、廃用、疾病、傷害

3 加入方法等

加入資格・方法や掛金等は、種類や対象品目によって異なります。加入申込や詳しい内容については、最寄りの農業共済組合へご相談ください。

お問い合わせ・相談窓口

- | | | |
|-------------------------------------|-------------------------------------|-----------------|
| ・宮城県農業共済組合本所 | 大崎市三本木字大豆坂 24-3 | 電話：0229-87-8281 |
| " 県南支所 | 角田市角田字町田 113 | 電話：0224-63-2012 |
| " 中央支所 | 大崎市三本木字大豆坂 24-3 | 電話：0229-87-8271 |
| " 県北支所 | 登米市迫町森字平柳 34-88 | 電話：0220-22-8411 |
| | | |
| ・宮城県農政部農政総務課団体指導検査班 | e-mail：noseisom-d@pref.miyagi.lg.jp | |
| 〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目 8-1 宮城県庁 10 階 | | 電話：022-211-2754 |

農業収入全体の減少に備えた保険に加入したい

すべての農産物を対象に自然災害や価格低下だけでなく、農業者の経営努力では避けられない収入減少を広く補償する収入保険制度があります。自然災害等による収量減少に加え、市場価格の低下やけがや災害で作付不能になった、病気で収穫ができないなど、様々なリスクによる収入減少を補償します。

国の法律（農業保険法）に基づく公的な補償制度で、保険料等の一部は国が負担します。

農業経営収入保険制度の概要は、次のとおりです。

- 1 保険資格者
青色申告を行い、経営管理を適切に行っている農業者（個人・法人）
- 2 対象収入
農業者が自ら生産した農産物の販売収入全体
※一部の補助金は含まれます。
※簡易な加工品（精米、もちなど）は含まれます。
- 3 対象品目
品目の限定は基本的になく、米、畑作物、野菜、果樹、花、たばこ、茶、しいたけ、はちみつなど、ほとんどの農作物をカバーします。
- 4 補償内容
保険期間の収入が基準収入（過去の平均収入が基本）の9割を下回った場合に、下回った額の9割を上限として補填します。
補填方式には、保険方式と積立方式を併用する「積立方式併用タイプ」と、保険方式のみの「保険方式補償充実タイプ」があり、農業者が選択できます。
- 5 類似制度との関係
農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度等の類似制度については、どちらかを選択して加入します。
ただし、特例として、野菜価格安定制度については、同時利用が可能となっており、令和6年からの新規加入者の場合、2年間の同時利用が可能です。（令和7年以降の新規加入者には適用しない。）

保険料、補償内容、加入申込等、詳しく知りたい方は、最寄りの農業共済組合へご相談ください。

お問い合わせ・相談窓口

・宮城県農業共済組合本所	大崎市三本木字大豆板 24-3	電話：0229-87-8281
〃 県南支所	角田市角田字町田 113	電話：0224-63-2012
〃 中央支所	大崎市三本木字大豆板 24-3	電話：0229-87-8271
〃 県北支所	登米市迫町森字平柳 34-88	電話：0220-22-8411

・宮城県農政部農政総務課団体指導検査班 e-mail : noseisom-d@pref.miyagi.lg.jp
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目 8-1 宮城県庁 10 階 電話：022-211-2754

中山間地域で農業を行っている人たちへの 支援策について知りたい

中山間地域の活性化と農業・農村の多面的機能を確保するため、次のような事業を実施しています。

農村集落基盤再編・整備事業（中山間地域総合整備事業）

1 事業内容	農業生産基盤、農村生活環境の整備 [補助率：国 55%、県 30%]
2 採択要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過疎、山村振興などの5法指定地域等で林野率 50%以上かつ主傾 1/100 以上の農地面積が 50%以上の区域 ・ 農村振興基本計画が策定されていること ・ 農業振興地域の区域であること

中山間地域等直接支払交付金

1 事業内容	担い手の減少、耕作放棄地の増加等により多面的機能の低下が懸念されている中山間地域において、農用地を維持・管理していくための協定を締結し、農業生産活動を行う農業者に対して交付金を交付する。
2 採択要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過疎、山村振興などの9法指定地域内等において、「集落協定」及び「個別協定」に基づき、5年間継続して農業生産活動と多面的機能の増進につながる活動を行うこと。

◎関連する融資制度（詳しくは「9 資金」をご覧ください。）

日本政策金融公庫資金（中山間地域活性化資金）

お問い合わせ先・相談窓口

- ・ 宮城県農政部農山漁村なりわい課中山間振興班 e-mail : nariwai-ch@pref.miyagi.lg.jp
- 農村振興課地域計画班 e-mail : nosonshinc@pref.miyagi.lg.jp
- 〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目 8-1 宮城県庁 10階 電話：022-211-2866、2874
- 11階 電話：022-211-2862
- ・ 各地方振興事務所（地域事務所）農業農村整備部

経営所得安定対策等の概要について知りたい

経営所得安定対策では、担い手農家の経営の安定に資するよう、諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正する交付金（ゲタ対策）と、農業者の抛出を前提とした農業経営のセーフティネット対策（ナラシ対策）を実施しています。

また、食料自給率・食料自給力の維持向上を図るため、飼料用米、麦、大豆など戦略作物の本作化を進め、水田のフル活用を図る水田活用の直接支払交付金を実施しています。

〔各制度概要〕

①畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

諸外国との生産条件の格差により不利がある国産農産物の生産・販売を行う農業者に対して、「標準的な生産費」と「標準的な販売価格」の差額分に相当する交付金を直接交付する制度です。支払いは生産費と品質に応じて交付する数量払いを基本とし、当年産の作付面積に応じて交付する面積払いは数量払いの先払いとして支払われます。

ア 数量払：大豆、麦、そば、なたね等の当年産の出荷・販売数量に対し、品質及び数量（交付金単価×数量）に応じて交付金が交付されます。

イ 面積払：上記の数量払が基本となりますが、先払いで当年産の作付面積に応じて、2万円/10a（そばは1.3万円/10a）の交付を受けることができます。

②米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）

米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）は、農家抛出を伴う経営に着目したセーフティネットであり、米及び畑作物の農業収入全体の減少による影響を緩和するための制度です。

対象作物は米、大豆、麦、てん菜、でん粉原料用ばれいしょです。

③水田活用の直接支払交付金

水田で麦、大豆、飼料作物、WCS用稲、加工用米、飼料用米、米粉用米を生産する農業者に対して直接交付金を交付することにより、水田のフル活用を推進し、食料自給率・自給力の向上を図るための制度です。

〔水田活用の直接支払交付金一覧〕

助成名	対象作物等	交付単価	
戦略作物 助成	大豆、麦、飼料作物	35,000円/10a	
	WCS用稲	80,000円/10a	
	加工用米	20,000円/10a	
	飼料用米、米粉用米	収量に応じ55,000~105,000円/10a (飼料用米一般品種は55,000~95,000円/10a)	
産地 交付金	地域の作物振興の設計図となる「水田収益力強化ビジョン」に基づく、地域の特色を活かした魅力的な産地づくりに向けた取組を支援		
	国	そば、なたね、新市場開拓用米、 地力増進作物	20,000円/10a
		新市場開拓用米（輸出用米等） （3年以上の新規契約を対象）	10,000円/10a
	県	大規模露地園芸（1ha以上拡大）	50,000円/10a
		露地園芸（30a以上団地化）	30,000円/10a
		新市場開拓用米の低コスト生産 （輸出用米等）	10,000円/10a
		加工用米の取組 （「低コスト生産」又は「複数年契約」）	5,000円/10a
		飼料用米の低コスト生産	3,000円/10a
		大豆、麦類、飼料作物、WCS用稲の 作付拡大（前年からの拡大面積）	6,000円/10a
		米粉用米の低コスト生産助成	3,000円/10a
		子実とうもろこし生産性向上	4,000円/10a
	地域	各市町村の地域農業再生協議会が設定	用途及び交付単価は、地域により異なります。 ※地域農業再生協議会にご確認ください。

※産地交付金の単価は変動する場合があります。

お問い合わせ・相談窓口

- ・宮城県農政部みやぎ米推進課水田農業班 e-mail : miyamai-su@pref.miyagi.lg.jp
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県庁10階 電話 : 022-211-2842
- ・各地方振興事務所(地域事務所) 農業振興部（「11 相談窓口」を参照）

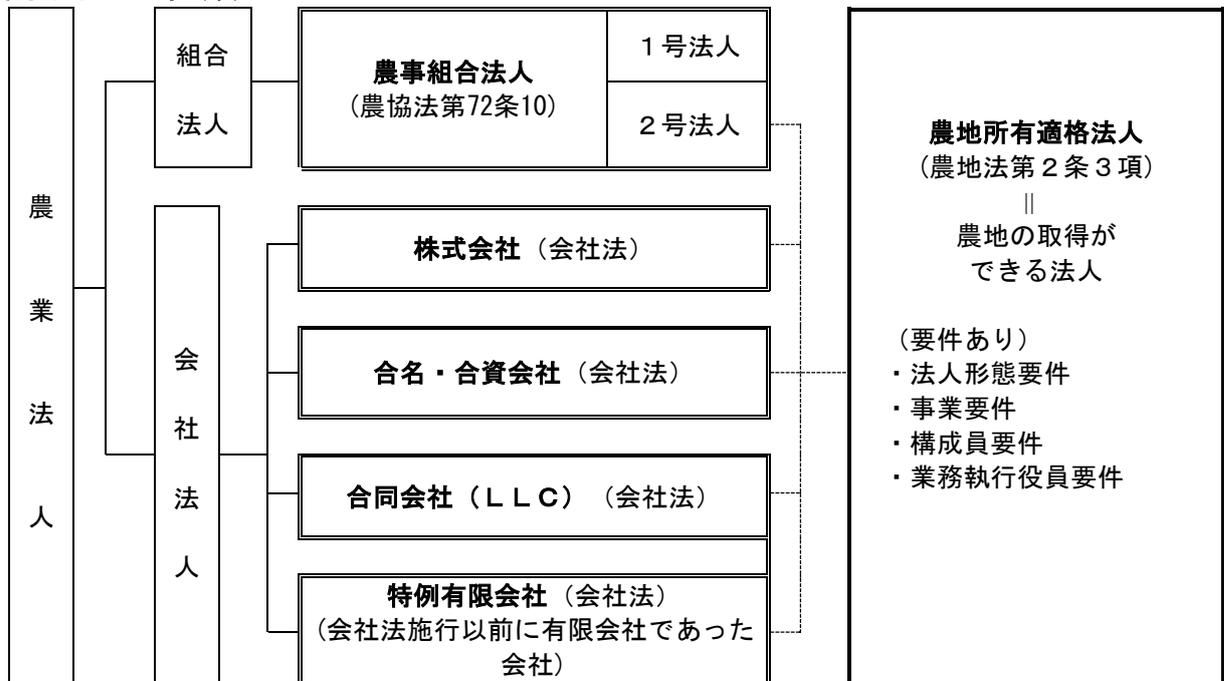
法人を設立したい

法人化を「する」「しない」を決めるのは経営者自身ですが、その判断材料となる情報の提供等を行っています。また、法人設立の際には専門家を派遣し、法人化の取組を支援します。

「法人化」は単一の事業や制度ではなく、多くの法律や制度が関係します。例えば、最も基本的な設立と農地の貸借、税申告だけでも、会社法、農業協同組合法、農地法、相続税法、法人税法等の法律と関連諸制度が絡み、「あるメリットを受けるために行った事柄により、別のデメリットが発生する」可能性があります。「法人化」を検討するに当たっては、「自分の経営において、各種法律や制度のメリットを最大限活用できるか？」がポイントとなります。

宮城県農業経営・就農支援センターでは、「農業法人とは、どういうものか?」「自分の経営の場合、どうすればよいのか?」という段階からの相談に応じています。

◆農業法人の種類



お問い合わせ先・相談窓口

- ・ 総合窓口：宮城県農業経営・就農支援センター（(公社)みやぎ農業振興公社内）
〒981-0914 仙台市青葉区堤通雨宮町 4-17 宮城県仙台合同庁舎 9 階
電話：022-342-9190
- ・ 市町村担い手育成総合支援協議会
- ・ (一社) 宮城県農業会議
〒981-0914 仙台市青葉区堤通雨宮町 4-17 宮城県仙台合同庁舎 9 階 電話：022-275-9164
- ・ 宮城県農政部農業振興課先進的経営体支援班 e-mail: nosinp@pref.miyagi.lg.jp
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目 8-1 宮城県庁 10 階 電話：022-211-2833
- ・ 各農業改良普及センター

施設園芸の燃料価格高騰に備えたい

燃料価格の高騰の影響を受けにくい経営構造への転換を進めるため、省エネルギー化に取り組む施設園芸農家等を対象に「施設園芸等燃料価格高騰対策」を実施しています。

(国の補助を受け、一般社団法人日本施設園芸協会が事業を実施)

詳しくは、宮城県農業再生協議会事務局にお問い合わせください。

○施設園芸セーフティネット構築事業

国と農業者で1：1で積立を行い、燃料価格高騰時に補てん金をお支払いします。補てんに使用されなかった農業者の積立金は、事業終了後に還付されます。(掛け捨てではありません)

1 加入要件

- ・施設園芸農家3戸以上又は農業従事者5名以上で構成する農業者団体等
- ・3年間で燃料使用量を15%以上削減する計画の作成

2 対象期間

10月から翌6月の間から選択

3 対象燃料

施設園芸(野菜、果樹、花きの栽培)の用に供するA重油、灯油、LPG、LNG

4 補てん積立金

積立金＝積立単価^(※)×年間燃料購入予定数量×1/2

※4つのコース(115%、130%、150%、170%)に応じた積立単価

115%コースの場合 A重油 12.2円/L、灯油 13.0円/L

LPG 16.0円/kg、LNG 8.6円/m³

5 補てん金

補てん金＝補てん単価^(※)×当月燃料購入数量×70%

※令和5年10月から令和6年6月までの補てん単価

当月のA重油価格－81.6円/L、当月の灯油価格－86.5円/L

当月のLPG価格－106.9円/kg、当月のLNG価格－57.0円/m³

お問い合わせ先・相談窓口

- ・宮城県農業再生協議会事務局

(宮城県農政部園芸推進課流通ビジネス班) e-mail: engei-ryutsu@pref.miyagi.lg.jp

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県庁10階 電話: 022-211-2337

就労環境を整備したい

男性の職場として位置づけられてきた農業現場において、女性農業者の働きやすい就労環境の整備を応援します。

みやぎのキラリ輝く女性応援事業

○就労環境整備応援タイプ

これまで男性の職場として位置づけられてきた農業現場において、女性農業者の働きやすい就労環境を整備することにより、人材不足の解消につなげ、事業主体の農業経営の安定化、地域農業の維持発展を支援します。

事業内容：女性農業者の働きやすい就労環境・受入環境の整備に要する経費への補助
(1) トイレ、更衣室、休憩施設（冷暖房、給湯設備等含む）、衛生設備等の整備・改修等
(2) 育児スペース、託児所（冷暖房、給湯設備等含む）等の整備・改修等

事業主体：県内に本店を有する農業法人またはその他農業者の組織する団体
(代表者の定めがあり、かつ組織及び運営について、規約の定めがある団体)

補助率：補助対象経費の1/2以内（補助上限300万円）、一事業主体当たり補助金50万円以上を対象とする。
(女性活躍新規部門導入応援タイプ併用可だが、併用した場合でも補助上限は一事業主体当たり300万円)

主な要件：(1) 既に女性農業者が役員となっている、もしくは正社員として雇用している、または施設整備により新たに役員に登用する、もしくは正社員として雇用することが確実であると見込まれること。
(2) 整備する内容が、雇用しているまたは雇用しようとしている女性農業者の従業員数に対して過剰ではないこと。
(3) 事業実施後も継続して女性の地位向上に努めること。

お問い合わせ・相談窓口

- 宮城県農政部農業振興課農業人材育成班 電話：022-211-2836
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県庁10階 Email: nosinz@pref.miyagi.lg.jp
- 各地方振興事務所（地域事務所）農業振興部農業振興班（地域調整班）
- 各農業改良普及センター

アグリビジネスに取り組みたい

公益財団法人みやぎ産業振興機構内にアグリビジネスを実践的にサポートできる機能を整備し、各種機関と連携しながら経営体の組織力強化や収益力向上など、きめ細かい支援を行っています。

【農業におけるビジネス・経営に関する相談受付】

(公財)みやぎ産業振興機構(アグリビジネス支援室)では、農業法人等からの商品開発、販路開拓、財務管理など、ビジネスや経営上の課題に関する相談を受け付け、下記の支援事業から最適な事業を選んで提案します。

相談及び各支援事業は原則的に無料です。(一部事業は負担金あり)まずは下記連絡先に電話にてお気軽にご相談ください

1 【(公財)みやぎ産業振興機構のアグリビジネス支援事業】

(1) 機構職員による現地訪問支援

アグリビジネスに意欲ある農業経営体を対象に、(公財)みやぎ産業振興機構アグリビジネス支援コーディネーターやアグリビジネス支援室職員の現地訪問による助言等を通してビジネスプランの実現や経営課題の解決へ向けた支援を行います。

(2) アグリビジネスステージアップ専門家派遣支援

新たな事業展開を考えている農業法人等を対象に、現在の経営課題や経営展開戦略について、(公財)みやぎ産業振興機構に登録しているアグリビジネスや中小企業支援の専門家の中から最適な専門家を派遣し、助言・ディスカッションを通じて、事業の成功に必要な課題解決に向けた助言と「儲かる仕組みづくり」を支援します。

(3) アグリビジネス生産性向上支援

多様化する農業法人等の課題を解決し、生産性の向上と組織力強化を実現するため、生産現場改善の支援事業と外部専門家を活用したオーダーメイド型の伴走支援を行います。

(4) 農産物販売ビジネス支援

販売拡大を目指すアグリビジネス経営体に対して、農産物や農産加工品の販売に向けたアドバイスや、展示商談会への出展支援、販路開拓に向けたマッチングを支援します。

また、通信販売(ECサイト)を活用した販売強化を支援します。

(5) アグリビジネス講座開催

経営管理能力や組織力の強化を必要とするアグリビジネス経営体等に対して、各種講座を開催し、必要となる知識習得等を支援します。

○次世代トップリダー養成講座

経営管理に必要な知識の習得、事業計画の策定やブラッシュアップを図り、次世代の経営者を養成します。

○社員ビジネス講座(中堅社員編)

近い将来、トップリダーを担う社員等を対象に、トップリダー講座につながる内容の研修を実施します。

○社員ビジネス講座（若手社員編）

入社3年目までの社員を対象にビジネスマナーやコミュニケーション力等の基礎力の習得を支援することで、若手職員の育成を図ります。

○現状を変革するアグリビジネスプラン講座

将来、あらたなアグリビジネスや新部門に取り組む計画がある経営体を対象に、事業計画の構築に必要な知識を学ぶ講座を開催します。

2【アグリビジネスに係る県の施設整備事業】

（1）フードバリューチェーン構築基盤整備事業

農業産出額の増大や質の高い雇用の増大を目的として、農業を営むものが生産活動の効率を高めながら商品に付加価値を付けるのに必要な機械・施設整備等に対して、一定の条件のもと補助を行います。

補助率：1／2以内 補助金上限額：3,000万円 採択件数：1件程度

（2）大規模園芸経営体育成事業

宮城の園芸を牽引する大規模園芸経営体育成を目的として、規模拡大や新規品目への取組に必要な機械・施設整備等に対して、一定の条件のもと補助を行います。

補助率：1／2以内 補助金上限額：6,000万円 採択件数：2件程度

お問い合わせ先・相談窓口

- ・公益財団法人みやぎ産業振興機構 アグリビジネス支援室 e-mail:soudan@joho-miyagi.or.jp
〒980-0011 仙台市青葉区上杉1-14-2 宮城県商工振興センター3階 電話:022-225-6697
- ・宮城県農政部農業振興課 先進的経営体支援班 e-mail:nosinp@pref.miyagi.lg.jp
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県庁10階 電話:022-211-2833
- ・宮城県農政部園芸推進課 先進的園芸推進班 e-mail:engei-senshin@pref.miyagi.lg.jp
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県庁10階 電話:022-211-2723

商品づくりや販路拡大に取り組みたい

県内の食料品製造業者等が取り組む、豊かな県産農林水産物を活用した、より付加価値の高い「喜ばれる商品づくり」から販路拡大までを支援します。また、県内独自銘柄畜産物や6次産業化生産者の独自商品の消費促進活動に対して支援します。

みやぎの食材バリューチェーン構築プロジェクト

消費者や実需者のニーズに基づき、県内食料品製造業者が販路開拓を行う際に生ずる課題解決のため、商品の付加価値向上を図り、商品開発や販路開拓を支援します。

○食材王国みやぎ喜ばれる商品づくり支援事業

県内の食料品製造業者等が行う、地域の食材等を活用した商品や産業廃棄物等の削減に資する商品の開発・改良を支援します。

- (1) 対象事業者
食料品製造業者、新たに食料品製造業に参入しようとする者、食料品製造業者に製造を委託する者
- (2) 事業区分
 - ① 選ばれる商品づくり支援事業
地域の食材等を活用した商品の開発・改良経費を補助します。
 - ② 持続可能社会に向けた商品づくり支援事業
地域の食材等を活用し、事業者の産業廃棄物等の削減に資する商品の開発・改良経費を補助します。
- (3) 助成内容及び募集期間
 - ① 選ばれる商品づくり支援事業
 - ・補助限度額：150万円
 - ・補助率：1/2以内
 - ・事業期間：原則として交付決定の日(概ね6月)から翌年2月25日(火)まで
 - ・募集期間：令和6年4月19日(金)から5月17日(金)まで
 - ② 持続可能社会に向けた商品づくり支援事業
 - ・補助限度額：300万円
 - ・補助率：1/2以内
 - ・事業期間：原則として交付決定の日(概ね6月)から翌年2月25日(火)まで
 - ・募集期間：令和6年4月19日(金)から5月17日(金)まで

○商談機会創出事業

商談会を通じて、県内の中小食品製造業者等が生産・加工する食品を、県内及び首都圏等県外に販路拡大できるよう支援します。

- (1) おいしい山形・食材王国みやぎビジネス商談会
宮城県及び山形県の特徴ある食材及び加工品の情報発信、販路開拓を支援するために、総合商社、外食産業、東北地区を代表する有カスーパー、首都圏等の高級スーパー・百貨店等のバイヤーを招聘し、展示及び個別商談会を開催します。
 - ① 開催時期：令和6年10月中旬
 - ② 開催場所：パレスグランデール(山形市)
 - ③ 募集期間：令和6年6月上旬から7月上旬

(2) 首都圏大規模商談会への出展

千葉県で開催される第59回スーパーマーケット・トレードショー2025に宮城県ブースを出展し、全国規模での商談と「食材王国みやぎ」のPRを行います。

- ① 開催時期：令和7年2月12日（水）から14日（金）まで（3日間）
- ② 開催場所：幕張メッセ
- ③ 出展事業者募集数：18事業者程度
- ④ 募集期間：令和6年6月下旬から7月中旬

※上記の事業の詳細は、食産業振興課のホームページに掲載されていますので、ご覧ください。

ホームページアドレス

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syokushin/hojomain.html>

○ 消費促進活動支援メニュー

- ・ 県内独自銘柄畜産物や6次産業化生産者の独自商品（鶏卵又は豚肉あるいはそれらを原料とした加工品）を販売する販売会等への出展費用やフェア開催経費を支援します。

対象：県内に事業所を有する食品販売事業者
自ら生産物等を販売する採卵養鶏・養豚生産者

補助率：1/2以内 補助限度額：500千円

消費促進活動支援メニュー



補助対象経費

- | | | | |
|-----------|-------------|-----------|----------|
| ・ 出展小間料 | ・ 備品レンタル使用料 | ・ 搬送経費 | ・ 広告掲載費 |
| ・ 出展手数料 | ・ 販売説明員雇用費 | ・ PR用試供品費 | ・ 映像制作費 |
| ・ 会場使用料 | ・ 電気工事費 | ・ 消耗品費 | ・ 交通費 |
| ・ フェア開催経費 | ・ 給排水設備使用料 | ・ 販促資材印刷費 | ・ 宿泊費 など |

お問い合わせ先・相談窓口

- ・ 宮城県農政部食産業振興課食ビジネス支援班 e-mail : s-business@pref.miyagi.lg.jp
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県庁10階 電話：022-211-2812
- ・ 宮城県農政部畜産課生産振興班 e-mail : tikusanpp@pref.miyagi.lg.jp
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県庁11階 電話：022-211-2853

食品製造業の経営力強化に取り組みたい

.....
専門家の派遣等により県内食料品製造業者等の経営課題の洗い出しから事業の再構築までを支援します。
.....

食品製造業経営力強化サポート事業

県内の食料品製造業者等に対し経営改善に向けた指導・助言が可能な専門家を個別に派遣すること等により、経営力強化に向けた課題の洗い出しから事業の再構築に向けた活動の実施までの一連の過程を支援します。

1 対象事業者

県内に事業所を有する食料品製造業者等で、本事業の支援を受ける目的及び成果目標が明確で専門家の派遣による支援効果が期待できる者

2 事業内容

(1) 専門家の派遣

専門家の派遣により個別課題の洗い出しとアドバイスによる支援を実施します。

(2) 経営改善活動経費の補助

上記(1)の支援対象者が、専門家のアドバイスに基づき実践する経営改善活動に係る経費の一部を補助します。

- ・補助限度額 75万円
- ・補助率 1/2以内
- ・事業期間 原則として交付決定の日から翌年2月下旬まで

(3) フードビジネス塾

食料品製造業者等の経営力等を強化するためのビジネス塾を3回程度開催します。

3 募集期間

- (1) 専門家の派遣： 令和6年4月25日(木)から5月31日(金)まで
- (2) 経営改善活動経費の補助：(1)の支援対象者決定後、随時
- (3) フードビジネス塾： 令和6年8月頃を予定

※上記の事業の詳細は、食産業振興課のホームページに掲載されていますので、ご覧ください。

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syokushin/syoku-sapo.html>

お問い合わせ先・相談窓口

・宮城県農政部食産業振興課食ビジネス支援班 e-mail : s-business@pref.miyagi.lg.jp
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県庁10階 電話 : 022-211-2812

首都圏等での販路拡大に取り組みたい

公益財団法人みやぎ産業振興機構では、県内の中小企業者（食品製造業者を含みません。）の首都圏等での販路拡大を支援します。

中小企業販路開拓総合支援事業（引合せ支援）

○事業概要

県内中小企業の製品等について、首都圏等への販路拡大を図るため、販路開拓ナビゲーターのネットワークを活用した効率的な販路開拓支援を行います。

※販路開拓ナビゲーターとは・・・大手メーカー、商社等のOBで豊富な営業経験や製品開発経験を有し、自らのコネクション、ネットワークを多くの企業に持っている首都圏在住者

○対象者

県内の中小企業者等で、かつ、県内で製品を生産・製造している者。

○支援内容

販路開拓ナビゲーターが、支援対象企業への現地視察や首都圏等での商談先調整、個別引き合わせなど商談成約への取組を支援します。

○支援の流れ

申し込み→現地調査・内部審査→支援商品選定委員会→支援決定・販路開拓ナビゲーターの決定→販路開拓ナビゲーターによる現地視察・販路打ち合わせ→首都圏企業との引き合わせ

お問い合わせ先・相談窓口

公益財団法人みやぎ産業振興機構 事業支援課 e-mail : soudan@joho-miyagi.or.jp

〒980-0011 仙台市青葉区上杉一丁目14-2（宮城県商工振興センター3階）

電話：022-225-6697

大都市等での物産展やイベントを通じて 生産物のPRや販売を行いたい

.....

物産展やイベントを通じて、生産物などの需用拡大や販路拡張を図りたいときは、ご相談ください。

.....

県外物産展への出展

- 県外の主要都市の百貨店を会場に、県産品の展示即売を行います。
- ・令和6年 4月2日～8日（横浜市）
 - ・令和6年11月（東京都） <予定>
 - ・令和6年11月（広島市） <予定>
 - ・令和7年 1月（名古屋市） <予定>
 - ・令和7年 3月（千葉市） <予定>

東京アンテナショップ「宮城ふるさとプラザ」における販売

- 東京都池袋に開設しているアンテナショップ「宮城ふるさとプラザ」での通常商品販売、試験販売、イベント販売に係る申込を受け付けています。
- なお、「宮城ふるさとプラザ」については令和6年度中※に閉店予定ですので、お早めにお申し込みください。

※詳細な閉店時期は調整中

販売形態	販売期間	手数料	書類の提出先
通常販売	常時	売上の 約30%	(公社) 宮城県物産振興協会 住所：仙台市青葉区上杉1-14-2 電話：022-263-5050
イベント販売	原則1週間	売上の 18～20%	同上
試験販売	原則3か月	売上の 約30%	宮城県農政部食産業振興課 住所：仙台市青葉区本町3-8-1 電話：022-211-2815

OMO物産展への出展

- 首都圏及び関西圏の主要ターミナル駅構内等において、対面販売とEC双方のメリットを活かした県産品の販売会（「OMO (Online Merges with Offline)」）を開催します。
- 詳細については食産業振興課ホームページにて案内予定となります。

お問い合わせ・相談窓口

・宮城県農政部食産業振興課県産品販売支援班 e-mail : s-hanbai@pref.miyagi.lg.jp
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県庁10階 電話：022-211-2815

海外に輸出したい（１）

宮城県国際ビジネス推進室では、県内企業の皆様に、県や国等関係機関が実施するさまざまな海外ビジネス支援サービスの情報を集約し、一元的に分かりやすく提供する海外ビジネス支援情報のプラットフォームを目指しています。

海外ビジネスを検討されている事業者の皆様は、お気軽にお問い合わせください。

○海外ビジネス相談窓口

海外ビジネス展開について、どこに相談していいのかわからない方は、まずこちらにご相談ください。ご相談内容に応じ、県や各支援機関の支援施策をご案内します。

窓口：宮城県国際ビジネス推進室 国際ビジネス推進第一班

- ・電話 022-211-2962 ・メール gb1@pref.miyagi.lg.jp
- ・ホームページ <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kokusaibiz/>

お問い合わせ先・相談窓口

・宮城県経済商工観光部国際ビジネス推進室国際ビジネス推進第一班

e-mail : gb1@pref.miyagi.lg.jp

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目 8-1 宮城県庁 14 階 電話 : 022-211-2962

海外に輸出したい（２）

県内で産出・生産される農林水産物及びその加工品（以下「農林水産物等」という。）の輸出を促進するため、生産者等が実施主体となって行う輸出促進活動について、予算の範囲内でその一部を助成します。

県産食品海外ビジネスマッチングサポート事業

○地域産品輸出促進助成事業

1 交付対象者

農林漁業者若しくはその団体又は食品製造業者若しくはその団体

2 対象となる経費、金額及び補助率等

（１）対象経費

生産者等が海外で開催される商談会、フェア、見本市等に参加して現地取引先を開拓する取組に係る経費（旅費、輸送費、委託費、その他経費。ただし、一般消費者への販売を伴わないものとする。）

（２）補助限度額

30万円

（３）補助率

1/2

詳細については、国際ビジネス推進室ホームページをご覧ください。下記にお問合せください。

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kokusaibiz/hojojigyoku-index.html>

お問い合わせ先・相談窓口

・宮城県経済商工観光部 国際ビジネス推進室国際ビジネス推進第二班

e-mail : s-yushutsu@pref.miyagi.lg.jp

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目 8-1 宮城県庁 14 階 電話 : 022-211-2346

海外に輸出したい（3）

宮城県と日本貿易振興機構（ジェトロ）仙台貿易情報センターが連携し、海外取引を目指す企業、個人からの各種相談に応じます。

I 宮城県の支援メニュー

- **みやぎグローバルビジネスアドバイザー（GBA）**
海外ビジネスに関する様々な分野の専門家をアドバイザーとして登録し、企業等からの相談に際して、海外取引等に関する専門的な情報を提供します（一部海外での面談等も対応可）。
- **国際ビジネス推進コーディネーター**
専門人材の配置が難しい中小企業に対し、貿易に関する相談への対応、海外バイヤーとのビジネスマッチング支援、生産から流通・輸出（販売）までの一貫した商流構築支援などを行います。

II ジェトロ仙台貿易情報センターの支援メニュー

世界的なネットワークを用いて、情報提供やアドバイスを行っています。

- **貿易投資相談**
海外ビジネスを検討する際に、さまざまな段階で発生する実務上の疑問点や貿易投資に関する各種相談（輸出入手続／契約方法／海外の取引先や取引商品／海外見本市等）にお応えします。
※ 農林水産物・食品に関しては、専門の相談窓口を設けています。
- **海外見本市 ジャパンパビリオン**
海外主要見本市にジャパンパビリオンを設置し、県内企業の出展支援をします。
- **海外バイヤーとの商談会**
海外バイヤーを招聘し、県内企業とのマッチング商談会を行います。
- **農林水産・食品分野の輸出専門家（プロモーター）による個別支援サービス**
農林水産・食品分野の専門家が、製品や会社の状況にあわせて戦略を策定し、マーケット・バイヤー情報の収集や海外見本市の随伴、商談の立会い、最終的には契約締結までお手伝いします。
- **各種セミナー**
時機に合ったテーマでの情報提供を、年間を通じて随時行います。

お問い合わせ先・相談窓口

・宮城県経済商工観光部国際ビジネス推進室国際ビジネス推進第一班

e-mail : gb1@pref.miyagi.lg.jp

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目 8-1 宮城県庁 14 階 電話 : 022-211-2962

・ジェトロ仙台貿易情報センター

〒980-0811 仙台市青葉区一番町四丁目 6-1 第一生命タワービル 18 階 電話 : 022-223-7484

海外に輸出したい（４）

宮城県と韓国は、経済、観光、文化交流などで密接な関係があります。また、中国は、成長する東アジア経済圏の中で、世界の成長センターとして発展しています。そこで、宮城県では、県内企業等の対韓国・中国ビジネスを支援するため、海外事務所を運営する公益社団法人宮城県国際経済振興協会とともに、下記の業務を行っています。

I 宮城県ソウル事務所による支援

本県と韓国との経済の一層の交流を促進するため、韓国ソウル特別市に開設された海外事務所です。「韓国で事業展開したい」「韓国企業と貿易を行いたい」などとお考えの企業や個人の方々へ、情報提供やアドバイス等を行っています。県職員が常駐しているほか、日本語ができる韓国人スタッフもおりますので、お気軽にご相談ください。

○事業概要 宮城県内企業等の韓国における活動支援／宮城県の観光PRと韓国観光客の誘致／韓国経済に関する情報の収集・提供／韓国企業への各種情報提供等

II 宮城県大連事務所による支援

本県と中国との経済の一層の交流を促進するため、中国遼寧省大連市に開設された海外事務所です。「中国で事業展開したい」「中国企業と貿易を行いたい」などとお考えの企業や個人の方々へ、情報提供やアドバイス等を行っています。県職員が常駐しているほか、日本語ができる中国人スタッフもおりますので、お気軽にご相談ください。

○事業概要 宮城県内企業等の中国における活動支援／宮城県の観光PRと中国観光客の誘致／中国経済に関する情報の収集・提供／中国企業への各種情報提供等

お問い合わせ先・相談窓口

- ・宮城県経済商工観光部国際ビジネス推進室 e-mail : gb1@pref.miyagi.lg.jp
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目 8-1 宮城県庁 14 階 電話 : 022-211-2962
URL : <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kokusaibiz/>
- ・公益社団法人宮城県国際経済振興協会 ソウル事務所 e-mail : seoul1@japan-miyagi.jp
大韓民国ソウル特別市中区貞洞 11-3 ドゥビービル 3 階 303 号室
電話 : +82-2-725-3978 F A X : +82-2-725-3979
- ・公益社団法人宮城県国際経済振興協会 大連事務所 e-mail : gb-dalian@miyagi-dalian.com
中華人民共和国遼寧省大連市中山区人民路 15 号 国際金融大厦 13 階
電話 : +86-411-8250-7426 F A X : +86-411-8250-7439

海外に輸出したい（５）

.....
公益財団法人みやぎ産業振興機構では、県内の中小企業者（食品製造業者を含みます。）の海外販路開拓を促進するため、専門家による海外での市場調査などを支援します。
.....

中小企業販路開拓総合支援事業（市場投入支援）

○事業概要

県内中小企業が開発中の試作品や技術の応用又は既存品の改良による製品化を市場ニーズに適合した製品等にするための専門家によるマーケティング調査を支援します。

○対象者

県内の中小企業者等で、かつ、県内で製品を生産・製造している者

○支援内容

マーケティング専門家と委託契約を締結し、海外への販路開拓を図る県内の中小企業者等が実施するマーケティング調査をサポートします。

○スケジュール

- 4月下旬頃：事業者募集開始
- 6月頃：採択審査会開催・採択企業決定
- 8月頃：委託契約締結

お問い合わせ先・相談窓口

公益財団法人みやぎ産業振興機構 事業支援課 e-mail : soudan@joho-miyagi.or.jp

〒980-0011 仙台市青葉区上杉一丁目14-2（宮城県商工振興センター3階）

電話：022-225-6697

展示イベント等を開催したい

夢メッセみやぎ（みやぎ産業交流センター）では、仙台国際貿易港に隣接した展示場や多彩な施設を利用しながら、さまざまなスタイルのイベントが開催できます。

■所在地 仙台市宮城野区港三丁目 1-7（本館）、1-3（西館）

■施設概要

- 展示場 本館 7,500 m²（3分割可）、西館 1,295 m²
- 会議室 本館 189 m²（3分割可）
西館 1階 270 m²、105 m²、77 m²、2階 90 m²
- ホール 本館 410 m²（2分割可）、西館 598 m²
- 研修室 西館 10室（37 m²~107 m²）
- 屋外展示場 5,000 m²

■交通手段

- JR 仙石線中野栄駅から歩いて約20分
- バス 仙台駅から約40分
- 自動車 仙台空港から仙台東部道路利用約35分
仙台港ICから約5分
無料駐車場1,240台完備

お問い合わせ・相談窓口

- ・一般財団法人みやぎ産業交流センター e-mail : service@yumemesse.or.jp
〒983-0001 仙台市宮城野区港三丁目1-7 電話 : 022-254-7111
URL : <https://www.yumemesse.or.jp/> FAX : 022-254-7110

- ・宮城県経済商工観光部国際政策課 e-mail : kokusaik@pref.miyagi.lg.jp
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県庁14階 電話 : 022-211-2972
URL : <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kokusaisei/index.html>

農商工連携に取り組みたい

農林漁協者と中小企業者とが連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して新商品・新サービスの開発などを行う場合に、専門家のアドバイスや試作品開発に係る補助など総合的に支援します。

農商工等連携促進法に基づく支援

○対象となる方

- ①連携して新事業展開に取り組む中小企業者と農林漁業者
- ②農商工等連携に対し指導・助言等の支援を行う一定の要件を満たす一般社団・財団法人又はNPO法人

○支援内容

農商工等連携促進法に基づき、①「農商工等連携事業計画」又は②「農商工等連携支援事業計画」を策定し、国の認定を受けると、次の支援を受けることができます。

※個別の支援ごとに支援機関の審査や確認が必要となります。

- ①連携して新事業展開に取り組む中小企業者と農林漁業者への支援
 - (1) マーケティング等の専門家による支援
 - (2) 政府系金融機関による融資制度
 - (3) 信用保証枠の特例
 - (4) 食品流通構造改善促進機構による債務保証等
 - (5) 農業改良資金等の特例(中小企業者への貸付、償還期間延長等)
- ②農商工連携に対し指導・助言等の支援を行う一般社団・財団法人又はNPO法人等への支援
 - (1) 信用保証協会の信用保証の特例

お問い合わせ・相談窓口

- ・東北経済産業局 産業部 地域ブランド連携推進室
〒980-8403 仙台市青葉区本町三丁目3-1 電話 022-221-4923
- ・独立行政法人中小企業基盤整備機構 東北本部 経営支援部 支援推進課
電話 022-399-9031
〒980-0811 仙台市青葉区一番町4丁目6-1 (仙台第一生命タワービル6階)

農林水産物を活用した関連産業での設備投資をする際の 支援措置を知りたい

特色ある農林水産物を活用した農林水産・食品関連産業分野において、設備投資を検討している経営体は、地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業※計画の承認を得ることで、以下のような支援を受けられます。

※地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する経済的波及効果を及ぼすような事業

○設備投資の課税特例

- ・設備投資（投資額 2,000 万円以上）を行う場合に、一定の要件を満たすことで特別償却や税額控除を受けることができます。（適用期限：2024 年度末まで）

対象設備	特別償却	税額控除
機械・装置	40 % (50%)	4 % (5%)
器具・備品	40 % (50%)	4 % (5%)
建物・付属設備・構造物	20 %	2 %

※()は直近事業年度の付加価値額増加率が 8%以上など上乗せ要件を満たす場合

課税特例の詳細については、下記の経済産業省ホームページを御確認ください。

https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/miraitoushi/zeiseishien.html

○その他

- ・固定資産税の減免（一部の市町村、対象要件有り）
- ・緑地面積率の緩和（一部の市町村）

お問い合わせ・相談窓口

・宮城県農政部農業政策室企画班 e-mail : noseise-k@pref.miyagi.lg.jp
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目 8-1 宮城県庁 10 階 電話 : 022-211-2963

6次産業化に取り組みたい

農林漁業者が農産加工などの6次産業化や商工業者（2次産業者・3次産業者）と連携した取り組みを進める場合の相談や、機械・施設等の導入を支援します。

六次産業化・地産地消費※事業に基づく支援

農林業者等が、自ら生産した農林水産物の加工や、消費者や事業者へ販売するなど、付加価値を向上させた農林漁業経営の改善の取り組みを支援します（※正式名称：地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律）。

○対象となる方

- ・農林漁業者（個人・法人）
- ・農林漁業者で組織する団体（農協、集落営農組織等）

※事業主体である農林漁業者の取り組みを支援する者（機械メーカー、食品メーカー、小売、IT企業等）を「促進事業者」として計画に位置づけることが可能）

○支援内容

六次産業化・地産地消費に基づき、農林漁業者等が、自ら生産した農林水産物等を用いて行う新商品の開発・生産や、新たな販売方式の導入を行うための「総合化事業計画」を作成し、農林水産大臣の認定を受けると、次(1)～(3)のような支援策を御利用いただけます。

- (1) 農林漁業者向けの無利子融資資金の償還期限・据置期間の延長等
- (2) 直売施設等を建築する際の農地転用等の手続きを簡素化
- (3) 産地リレーによる野菜契約取引のリスクを軽減

○6次産業化に関する総合相談窓口

東北農政局 農村振興部 都市農村交流課
住所：〒980-0014 仙台市青葉区本町三丁目 3-1 仙台合同庁舎
TEL：022-263-1111（内線 4052）

〈お問い合わせ先・相談窓口〉

- ・宮城県農山漁村なりわい課6次産業化支援班 E-mail：nariwai-6@pref.miyagi.lg.jp
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目 8-1 宮城県庁 10階 電話：022-211-2242
- ・各地方振興事務所(地域事務所) 農業振興部（「11相談窓口」を参照）

雇用の維持・確保に努めたい

東日本大震災時に県内に居住していた方などで、採用選考時に失業状態であった方を雇い入れた場合の助成金制度です。

○ 事業復興型雇用創出助成金（中小企業型）

■ 助成対象となる事業主

原則として、県内の沿岸部に所在する事業所において、平成23年3月11日以降に、復興に向けた産業政策に基づく支援事業を実施した中小企業の事業主（農事組合法人、NPO法人、個人事業主等を含みます。）が対象となります。（※対象となる「対象産業政策リスト」は、県雇用対策課のホームページに掲載しています。）

■ 助成対象となる労働者（被災三県求職者（※））

産業政策の支援決定を受けた後、原則として、令和6年1月1日から令和6年12月31日までの間に雇い入れた被災三県求職者であって、最初の雇用契約開始時点から「期間の定めのない雇用」又は「1年以上の有期雇用で契約更新が可能な雇用形態」で雇い入れた労働者が対象となります。

※被災三県求職者とは、震災時に岩手県、宮城県及び福島県に居住していた方などで、採用選考時に失業状態にあった方（新規学卒者を含みます。また、再雇用者についても対象となる場合があります。）をいいます。

■ 助成金額

対象となる労働者1人当たり3年間で最大120万円（1事業所につき2千万円が上限）を段階的に支給します。

なお、支援を受けた産業政策の種別や、対象労働者が短時間労働者や再雇用者である場合など、支給額が前記より低額となる場合があります。

○ 事業復興型雇用創出助成金（住宅支援費）

県内の沿岸部に所在する中小企業の事業所において、産業政策の支援決定を受けた後、求職者（被災三県求職者以外の方を含みます。）の雇入れに際して、住宅支援（住宅の借上げ・住宅手当）を導入または拡充し、かつ、雇入れ1年後以降に雇用の維持・確保を達成した場合、住宅支援に要した費用の4分の3（1事業所につき年額240万円、総額720万円が上限）を助成します。

※これらの助成金には上記以外にも一定の要件があります。詳しくは県雇用対策課のホームページ（<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/koyou/jyosei-top.html>）をご覧ください。

お問い合わせ先・相談窓口

宮城県経済商工観光部 雇用対策課 雇用創出支援班

〒980-0014 仙台市青葉区本町3丁目4-18 太陽生命仙台本町ビル2階

電話：022-797-4661

経営に必要な金融、税務、経理などの指導 経営改善のための助言を受けたい

商工会議所・商工会や県では、経営内容の改善等を図ろうとする中小企業の方を支援するため、経営の助言を行っておりますのでご相談ください。

(詳細については、宮城県が発行する「中小企業施策活用ガイドブック」も参照ください。)

● 中小企業のあらゆる相談に応じます！(公益財団法人みやぎ産業振興機構)

中小企業者等の方々に多方面からの総合的な支援を行っています。

【アドバイス】

- ・経営、法律、技術、特許など各分野の専門家による各種相談に対応しています。
- ・外部専門家と各コーディネーターによる経営基盤強化に向けたアドバイスを実施します。
- ・その道の「プロフェッショナル」を問題解決のために派遣します。

【情報】

- ・企業経営に役立つ情報をメールマガジンや情報誌など独自の媒体で提供します。
- ・シーズとニーズのマッチングを支援し、産学官の交流を推進します。
- ・新たなビジネスパートナーとの出会いの場を演出します。

【資金】

- ・設備機械の割賦販売を行います。

● 経営面での相談に応じます！(宮城県農業経営相談所／商工会・商工会議所)

- ・農業法人の設立や農業経営上の課題に係わる相談に応じています。(農業経営相談所)
- ・小規模事業者等が抱える経営面での問題に、経営指導員がきめ細かく応じています。(商工会・商工会議所)

● 倒産防止相談に応じます！(商工会議所(仙台・石巻)・宮城県商工会連合会)

倒産の恐れのある中小企業からの相談を事前に受け付ける「倒産防止(経営安定)特別相談室」を設置しています。

● 技術についての相談に応じます！(県産業技術総合センター)

機械、電気・電子、材料、デザイン、食品関係の施設・機器と、それぞれの分野をサポートする技術者により、技術課題解決や研究開発、評価などのお手伝いをします。

● 売上拡大、経営改善などの相談に対応します。(宮城県よろず支援拠点)

販路開拓、新商品開発、IT活用、後継者育成、資金繰りなど、経験豊富な専門スタッフが経営上のあらゆるお悩みの相談に対応します。お気軽にご相談ください。相談は無料です。

お問い合わせ先・相談窓口

- ・宮城県農業経営相談所 総合窓口：宮城県担い手育成総合支援協議会((公社)みやぎ農業振興公社内)
〒981-0914 仙台市青葉区堤通両宮町 4-17 宮城県仙台合同庁舎 9階 電話：022-275-9192
- ・公益財団法人みやぎ産業振興機構 事業支援課 e-mail：soudan@joho-miyagi.or.jp
〒980-0011 仙台市青葉区上杉一丁目 14-2 (宮城県商工振興センター3階) 電話：022-225-6697
- ・各商工会議所・商工会(経営相談等)
※倒産防止(経営安定)特別相談室は、仙台商工会議所、石巻商工会議所及び宮城県商工会連合会に設置。
- ・宮城県産業技術総合センター相談窓口 e-mail：soudan-itim@miyagi.or.jp
〒981-3206 仙台市泉区明通 2-2 電話：022-377-8700
- ・宮城県よろず支援拠点 e-mail：yorozu@office.miyagi-fsci.or.jp
〒980-0011 仙台市青葉区上杉 1-16-8 プロスペール本田 3F 電話：022-393-8044

情報化に関するアドバイスを受けたい

.....
公益財団法人みやぎ産業振興機構では中小企業の情報化を支援するため、専門家によるアドバイスや企業経営に有用な各種情報の提供を行っています。
.....

公益財団法人みやぎ産業振興機構による支援

○専門家派遣事業

企業の情報化やITを活用した経営の向上を支援するため、中小企業からの申し込みに応じて専門家を派遣し、ITを企業経営にどのように取り入れていったらよいかの相談や計画策定のための提案など、個々の企業の実情に即したアドバイスを行います。

なお、専門家の派遣に係る経費の1/3はお申し込み者の負担となりますが、小規模事業者に対する派遣は3回まで無料です。

○相談窓口の開設

中小企業の情報化に関する相談に対応するため、相談窓口を開設して情報を提供しています。

※「みやぎ産業振興機構ホットライン」

電子メールを利用して、中小企業支援施策情報やイベント情報などの企業経営に有用な情報の配信サービスを行っています。

お問い合わせ先・相談窓口

公益財団法人みやぎ産業振興機構 事業支援課 e-mail : soudan@joho-miyagi.or.jp

〒980-0011 仙台市青葉区上杉一丁目14-2 (宮城県商工振興センター3階)

電話 : 022-225-6697

デジタル化に取り組みたい

中小企業等のデジタル化を推進するため、アドバイザー派遣を行うほか、新たなデジタル化に取り組むための費用の一部を補助します。

中小企業等デジタル化支援事業（アドバイザー派遣・デジタル化導入補助）

○デジタル化支援事業

（１）アドバイザー派遣

デジタル化をどのように進めたら良いかわからない方や、（２）の補助金の活用に向けた助言を受けたい方へアドバイザーを派遣いたします。

（２）システム構築、機器導入等補助金

【補助メニュー】

通常枠：デジタル化の取組を支援します。

発展・展開枠：過去に当補助金を活用した事業者が行う、より高度な取組や、他業務へのデジタル技術の導入を支援します。

共同化枠：複数事業者によるデジタル技術を用いた共同化の取組を支援します。

○対象者

中小企業、小規模事業者の中で県内に本店を有する法人又は県内に住所を有する個人事業主等（※詳細は下記ホームページをご覧ください。）

○補助内容

- ・補助率：【通常枠、発展・展開枠】 1 / 2 以内 【共同化枠】 2 / 3 以内
- ・補助限度額：【通常枠、発展・展開枠】 50万円～250万円
【共同化枠】 50万円～500万円
- ・補助対象経費：① デジタル化に係るシステム構築費、システム運用関連費
② ①の実施に必要な機器等整備費、専門家経費 等

○募集時期

令和6年5月頃～（※詳細は下記ホームページをご覧ください。）

（URL：<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/chukisi/r6digital-shien.html>）



お問い合わせ先・相談窓口

宮城県経済商工観光部中小企業支援室企画調整班

e-mail：chukisip@pref.miyagi.lg.jp

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県庁14階 電話：022-211-2745

食材王国みやぎ地産地消推進店に登録したい

地産地消に積極的に取り組んでいる飲食店、ホテル、旅館等の宿泊施設を「食材王国みやぎ地産地消推進店」として登録し、その情報を広く発信することにより、多くの方々にみやぎの「食」を体感していただき、その認知度の向上と消費拡大を支援します。

地産地消推進店登録事業



登録板

○登録について

- (1) 対象： 県産食材を積極的に利用し、地産地消の推進に取り組んでいる県内の飲食店（持ち帰り・配達飲食サービス業含む）、ホテル、旅館等の宿泊施設
- (2) 登録の要件： 「食材王国みやぎの基本理念」に賛同するとともに、県産食材への理解が深まるよう、(3)の基礎的要件を満たす地産地消に関する取組方針を定め、実践すること。
なお、登録は無料です。
- (3) 基礎的要件： 1. 営業期間を通じて、県産食材を積極的に使用し、利用者に提供すること。
2. 1の県産食材の産地（可能な限り市町村名まで）をメニュー等に記載又は見やすい場所に掲示し、利用者にその情報を提供すること。

～食材王国みやぎの基本理念～

- ☆澄んだ海・肥沃な大地・豊かな森に育まれた宮城の「美味しさ」や「旬」と「鮮」を大切にします。
- ☆素材を活かす技に磨かれ、宮城の食文化が培う「逸品」にこだわります。
- ☆食の安全・安心の確保を基本とし、信頼に応えるものづくりに徹します。

詳細については、宮城旬鮮探訪 (<https://shunsentanbou.pref.miyagi.jp/>) をご覧いただくか、下記にお問い合わせ下さい。

こんなお店が登録されています！※いずれか一つの取組でも登録できます

- ✿ハンバーグに仙台牛を使用
- ✿季節によって異なる宮城県産野菜を通年提供
- ✿ワインや日本酒など宮城の地酒を提供
- ✿お米は100%宮城県産を使用

お問い合わせ・相談窓口

- ・宮城県農政部食産業振興課ブランド推進班 e-mail : s-brand@pref.miyagi.lg.jp
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県庁10階 電話 : 022-211-2813
- ・各地方振興事務所(地域事務所) 地方振興部 (11 相談窓口を参照)

新たな経営展開や事業の多角化をしたい

農業経営において、女性が持っている能力を発揮し、生き生きと活躍できる部門の新設や充実に係る施設・機械等整備を支援します。

みやぎのキラリ輝く女性応援事業

○女性活躍新規部門導入応援タイプ

女性の能力が発揮できる部門の新設や充実により、農業経営における女性の地位向上及び事業主体の経営の安定化、地域農業の維持発展、活性化を応援します。

事業内容：新たな経営展開や事業の多角化に要する経費の補助

- (1) 農産物等の加工や販売等に関する施設整備
- (2) 農産物等の加工や販売等に関する機械・機器・備品等の整備

事業主体：県内に本店を有する農業法人またはその他農業者の組織する団体
(代表者の定めがあり、かつ組織及び運営について、規約の定めがある団体)

補助率：補助対象経費の1/2以内(補助上限300万円)、一事業主体当たり補助金50万円以上を対象とする。
(就労環境整備応援タイプ併用可だが、併用した場合でも補助上限は一事業主体当たり300万円)

主な要件：(1) 既に女性農業者が役員となっている、もしくは正社員として雇用している、または施設整備により新たに役員に登用する、もしくは正社員として雇用することが確実であると見込まれること。
(2) 農林水産業の振興や地域活性化に繋がる取組であること
(3) 農林水産資源を活用する取組であること
(4) 新商品の開発や新たな部門への進出などの取組であること。
(5) すでに起業している法人・団体にあつては新分野や新商品開発に向けた取組であること。

お問い合わせ・相談窓口

- ・宮城県農政部農業振興課農業人材育成班 電話：022-211-2836
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県庁10階 Email: nosinz@pref.miyagi.lg.jp
- ・各地方振興事務所(地域事務所) 農業振興部農業振興班(地域調整班)
- ・各農業改良普及センター

農泊など都市と農村の交流活動に取り組みたい

農山漁村地域の有する自然、食材、伝統文化等を活用した交流や体験を行う農泊などの都市農村交流活動を支援します。

都市と農山漁村の交流拡大事業

○都市と農山漁村の交流拡大事業（市町村総合補助メニュー）

- （１）事業内容 都市農村交流活動の普及・推進と定着を図るとともに、地域の農林漁業の活性化を図るため、以下の事業を支援するもの
 - ①人材育成に係る事業
 - ②都市農村交流・関係人口拡大に係る推進事業
- （２）事業主体 市町村等〔補助率：県５０％〕
- （３）採択要件 みやぎ農山漁村交流拡大推進プランに沿った事業内容であり、県内の先進的な取組が含まれていること。

むらまち交流拡大推進事業

○みやぎ都市農村交流アドバイザー派遣事業（県単事業）

- （１）事業内容 都市農村交流活動を支援するため、次の事項について助言及び指導を必要とする交流活動を行う団体等に対して、アドバイザーを派遣する
 - ①農林漁家民宿・レストラン及び農林水産物直売所等の開業や経営改善等に関し、その起業や経営者の資質向上等に必要なノウハウについて
 - ②国庫補助事業等により整備した都市農村交流関連の交流施設等の利用の向上について
 - ③その他、都市農村交流活動の推進のために必要と認められる事項について
- （２）事業主体 県 ※派遣に係る経費の一部を団体等が負担
- （３）採択要件 アドバイザーへ依頼する助言・指導内容が具体化しており、派遣による効果が見込めると県が判断したもの

お問い合わせ・相談窓口

- ・宮城県農政部農山漁村なりわい課交流推進班 e-mail : nariwai-ko@pref.miyagi.lg.jp
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目 8-1 宮城県庁 10階 電話 : 022-211-2866
- ・各地方振興事務所(地域事務所) 農業振興部

農山漁村地域の活性化に取り組みたい

農山漁村における定住等及び農山漁村と都市との地域間交流の促進による農山漁村の活性化を図るため、地方公共団体が作成する活性化計画の実施に必要な施設整備を中心として、交付金の交付等の措置が講じられます。

農山漁村活性化法とは

「農山漁村活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（略称：農山漁村活性化法）」は平成19年5月16日に公布、平成19年8月1日に施行されました。

農山漁村活性化法の概要

(1) 目的

人口の減少、高齢化等の進展等により農山漁村の活力が低下しているため、農山漁村における定住や都市との地域間交流を促進するための取組を支援し、農山漁村の活性化を図ることです。

(2) 活性化計画の作成

国がこの法律の定めにより策定した基本方針に基づき、都道府県又は市町村が、単独又は共同で、ア)計画の区域、イ)計画目標、ウ)目標を達成するための以下の事業、エ)計画期間、オ)その他の事項を定めた活性化計画を作成することができます。

- ①農林漁業の振興のための生産基盤及び施設の整備に関する事業
- ②生活環境施設の整備に関する事業
- ③地域間交流のための施設の整備に関する事業

(3) 交付金の交付（農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策））

国は活性化計画を作成した都道府県又は市町村に対し、計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるため、予算の範囲内で交付金を交付することができます。

農山漁村振興交付金（うち農山漁村発イノベーション対策）

○農山漁村発イノベーション等整備事業（定住促進対策型・交流対策型）

(1) 概要

都道府県又は市町村が作成する活性化計画に基づき、農山漁村における定住等及び地域間交流を促進するために必要な生産施設等の整備を支援するものです。

(2) 交付対象事業

活性化計画の区域において定住等及び地域間交流を促進するために実施される①から④までに掲げる事業

- ① 生産基盤及び施設の整備
- ② 生活環境施設の整備
- ③ 地域間交流拠点施設の整備
- ④ その他省令で定める事業

(3) 交付金の交付等

- ① 活性化計画策定主体 都道府県、市町村
- ② 事業実施主体 都道府県、市町村、農林漁業者等の組織する団体等
- ③ 交付率 1／2等

(4) 評価

計画策定主体は、活性化計画が終了する年度の翌年度以降、事業実施計画に定められた目標達成状況について評価を行い、評価内容の妥当性について学識経験者等第三者の意見を聴いた上で、その結果を公表する等の義務を負います。

お問い合わせ・相談窓口

- ・宮城県農政部農山漁村なりわい課交流推進班 e-mail : nariwai-ko@pref.miyagi.lg.jp
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県庁10階 電話 : 022-211-2866
- ・各地方振興事務所（地域事務所）農業振興部（「11相談窓口」を参照）

市民農園を開設したい

農地のままで市民等のニーズに応じた利用を行うことができ、農地の有効利用が図られ、農業者以外の人々の農業に対する理解が深まります。

○市民農園の開設方式

市民農園の開設方式は、大きく分けて

- ① 利用者に農地を貸し付ける方式（＝特定農地貸付方式）
- ② 農業者自らが農業経営を行い、農作業の一部を利用者が行う方式（＝農園利用方式）の2つに分類されます。それぞれの特徴は次のとおりです。

方式	②農園利用方式	特徴	関係法令等
①特定農地貸付方式	利用者に農地を貸付け（賃借権等を設定）	①農地所有者 農地の管理を利用者に任せることができる。 ②利用者 自分の作りたい作物を自由に作ることができる。	・ 特定農地貸付法 ・ 市民農園整備促進法 ・ 都市農地貸借法 (生産緑地)
②農園利用方式	農業者自らが農業経営を行い、農作業の一部を利用者が行う。 (賃借権等は設定しない。)	①農地所有者 農業経営の一貫として取り組むことができる。 ②利用者 農業者の濃密な指導を受けられる。	・ 市民農園整備促進法 ※法律に基づかないで開設することも可能

○開設に当たってのポイント

- (1) 特定農地貸付方式で、地方公共団体及び農協以外（農家個人やNPO、企業など）が開設する場合は、次のような手続が必要になります。

- ①適切な農地利用を確保する方法等を定めた貸付協定を市町村と締結（②の場合は市町村及び農地を貸し付けた地方公共団体又は農地中間管理機構と締結）
- ②農地を所有していない者が開設する場合は、農地を地方公共団体又は農地中間管理機構を介して借り受け

- (2) 特定農地貸付方式で、市民農園の施設整備（農機具収納施設、休憩施設等）の有無により、適用する法律は次のとおりです。

- ①農地の貸付けのみを行う場合…特定農地貸付法
- ②農地の貸付けと市民農園施設を整備する場合…市民農園整備促進法

- (3) 農園利用方式は農地について賃借権等を設定しないので、法律に基づいて開設する必要はありませんが、市民農園施設を整備する場合は、市民農園整備促進法の手続を経ることが適当です。

お問い合わせ先・相談窓口

- ・宮城県農政部農業振興課農地調整班 e-mail:nosinc@pref.miyagi.lg.jp
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目 8-1 宮城県庁 10 階 電話：022-211-2834
- ・仙台、大河原、東部地方振興事務所農業振興部調整指導班、
北部、気仙沼地方振興事務所農業振興部農業振興班

農山漁村集落活動を活性化させたい

農山漁村地域における課題解決に向けたサポート体制を構築するため、大学（大学生）、企業、県職員など、多様な人材を活用し、住民による地域課題の解決や地域資源の活用等に向けた自主的・主体的な取組を支援します。

多様な人材による地域づくり支援事業

○パートナーシップづくり助成事業【補助】

- (1) 事業内容 農山漁村地域において、大学生等および地域団体が共に協力して行う地域課題解決や活性化に寄与する地域づくり活動
(活動例)・地域資源の利活用計画の話し合い・実施
・地域でのイベント計画・実施
・SNS を活用した情報発信
- (2) 事業主体 大学生等
- (3) 実施要件 大学生等および地域団体が構成する「共同体」で活動を実施し合意形成を図ること
- (4) 補助率・補助上限額 定額 上限25万円/年
- (5) 主な補助対象経費 ・旅費（ガソリン代、レンタカー代等）
・需用費（消耗品等）

○パートナーシップづくり支援事業【委託】

- (1) 事業内容 農山漁村地域において、大学生や企業などの多様な主体と地域団体が共に協力して行う地域課題解決や活性化に寄与する地域づくり活動
(活動例)・都市農村交流の実施に向けて、農作業体験や自然体験などの現地体験プログラムなどの話し合い・実施
- (2) 支援内容 多様な主体と地域団体が共に協力して行う話し合いや活動に対して、県から専門家を派遣し活動の助言・サポートを行う



地域住民と大学生による
収穫作業（栗原市）



地域住民と大学生による
話し合いの様子（栗原市）

お問い合わせ・相談窓口

- ・宮城県農政部農山漁村なりわい課交流推進班 e-mail : nariwai-ko@pref.miyagi.lg.jp
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県庁10階 電話 : 022-211-2866
- ・各地方振興事務所(地域事務所) 農業農村整備部

農業の制度資金を借りたい

利用を希望される方は、農業協同組合等金融機関、市町村の農政担当課又は最寄の県地方振興事務所、農業改良普及センターなどにご相談ください。

○主な農業制度資金

	農業近代化資金		日本政策金融公庫資金	
			農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)	経営体育成強化資金
資金の特徴	農業協同組合系統等の資金を活用し、経営の近代化を図るための設備資金等を、県が利子補給することで、低利かつ中・長期融資するものです。		農林漁業の生産力の維持増進に必要な土地の取得や設備資金等総合的な投資に必要な資金を長期かつ低利で融資するものです。	
貸付対象者	認定農業者	その他農業を営む者	認定農業者	農業を営む個人、法人 認定新規就農者 集落営農組織等
貸付限度額	個人 1,800万円 (特認2億円) 法人・集落営農組織等団体 2億円		個人 3億円 (特認6億円) 法人 10億円 (特認20億円) [一定の場合30億円]	個人1億5千万円 法人等 5億円
貸付利率	0.55~0.95%	1.10%	0.55~1.10%	1.10%
融資率	100%(注)	80%	100%	80%
償還期限(据置期間)	15(7)年以内 ※農機具、家畜購入育成は7(2)年以内	15(3)年以内	25(10)年以内	25(3)年以内 ※果樹の新植等は25(10)年以内
債務保証等	農業信用基金協会保証 人・物的保証		人・物的保証	

(注) 貸付利率は、令和6年4月18日現在
(注) 融資率100%となる貸付限度額は個人・法人2億円、集落営農組織等3,600万円であり超過した貸付については80%が適用されます。

お問い合わせ先・相談窓口

- ・宮城県農政部農業振興課経営構造対策班 e-mail: nosinkt@pref.miyagi.lg.jp
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県庁10階 電話: 022-211-2835
- ・日本政策金融公庫仙台支店(農林水産事業)
〒980-8454 仙台市青葉区中央一丁目6-35 東京建物仙台ビル11階 電話: 022-221-2331

農業信用保証保険制度について知りたい

○農業信用基金協会（協会）とは？

農業を営む方等が金融機関から融資を受けるときに、公共的な立場で保証人となる機関です。協会は出資会員制ですが、既に会員となっている農業協同組合に所属している方は、直接出資しなくても保証を受けることができます。

○仕組み

農業関連資金や生活資金などを金融機関から借入れる際に、協会が保証人となり、借入を円滑にします。

もし、病気や事故などやむを得ない事情で金融機関に返済ができなくなったときには、協会が代わって金融機関に借入金を返済します（代位弁済）。その後、ご相談の上、協会に借入金を返済することになります。

○保証の範囲

借入金の元金及び利息等の合計額（資金の種類により、保証限度が異なります。）

○保証料

保証料として、保証を受けた借入金の元金の残高に、資金の種類ごとに定められた保証料率を乗じた金額を負担します。

○手続き

- ① 申込み：借入れの申込みの際、金融機関に債務保証委託申込書を提出します。
- ② 保証協議：金融機関は、債務保証委託申込書に意見書を添付して、協会に提出します。
- ③ 保証の承諾：協会が書類を審査します。保証の承諾を決定したときは、金融機関に承諾の通知書を交付し、借入申込者に承諾の通知をします。

お問い合わせ先

・借入れを予定している金融機関（農業協同組合、農林中央金庫、銀行、信用金庫、信用組合等）又は宮城県農業信用基金協会へ。

・宮城県農業信用基金協会

〒980-0011 仙台市青葉区上杉一丁目 2-16 JAビル宮城 電話：022-264-8661

こんな時に利用できる資金一覧

資金名	農業近代化資金									日本政策金融公庫資金									農林業経営改善促進資金（スーパーS）※1		農業経営負担軽減支援資金		県単独制度資金						
	構築物造成資金	農機具等取得資金	果樹等植栽育成資金	家畜購入育成資金	小土地改良資金	長期運転資金	農村環境整備資金	大臣特認資金		農業経営基盤強化資金（スーパーL）※1	経営体育成強化資金	振興山村・過疎地域経営改善資金	畜産経営環境調和推進資金	農林漁業施設資金	中山間地域活性化資金	農林漁業セーフティネット資金	農業改良資金	青年等就農資金			農林業経営サポート資金	農林業災害対策資金							
資金の用途	実質貸付金利（年利）									1.10									0.55～1.10		1.10		追って定める						
	（％） 認定農業者									0.55～0.95									1.10		1.10								
	融 資 率									80(特認90)									100		80(特認90)		100						
	（％） 認定農業者									100									100		100		100						
償還期限（据置期間）									15(3)	7(2)	15(7)	7(2)	15(3)	15(3)	20(3)	15(3)	25(10)	25(3～10)	25(8)	15(3)～20(3)	10～25(3～10)	15(3)～25(8)	15(3)	12(3)又は12(5)	17(5)	1	10(3)～15(3)	1	5(1)～7(1)
（年以内） 認定農業者									15(7)	7(2)	15(7)	7(2)	15(7)	15(7)	20(3)	15(7)	25(10)	25(3～10)	25(8)	15(3)～20(3)	10～25(3～10)	15(3)	12(3)又は12(5)	17(5)	1	10(3)～15(3)	1	5(1)～7(1)	
農地等の取得・賃借									●	●							● (賃借のみ)	● (賃借のみ)											
土地改良					●				●	●							●	●											
施設の取得・改善	●								●	●	●	●	●	●			●	●											
農業用機械の取得		●							●	●	●	●	●	●			●	●											
施設・設備のリース料一括前払									●	●		●					●	●											
果樹・花き等の植栽育成			●						●	●	●		●				●	●											
家畜の購入・育成				●					●	●	●						●	●											
運転資金									●	●							●	●	●										
経営の安定・負債整理									●	●						●					●								
農業後継者等の育成																		●											
環境整備・環境保全								●	●		●		●	●															
災害復旧等									●	●			●	●		●						●	●						
農林水産物の加工・流通・販売	●	●							●	●	●		●	●		●	●												

※1）貸付対象者が認定農業者に限られる資金

（注）貸付利率は令和6年4月18日現在

農畜産物の放射性物質の測定結果を知りたい

県で実施している農畜産物の放射性物質の測定結果を公表しています。

県では、平成23年3月25日以降、定期的に農畜産物の放射性物質を測定し、結果を公表しています。

○測定している品目と実施状況

品目は、国から示されている品目のほか、県内の生産・流通状況（量の多いもの、特産的なものなど）や地域性（原発からの距離など）を考慮しています。

- ・農産物
穀類（米、大豆、麦類、そば）：104点検査予定（令和5年度：107点）
野菜・果実類：200点検査予定（令和5年度：201点）
- ・牛肉：出荷される肉牛の一部（廃用牛）（令和5年度：5,587頭）
- ・原乳：定期的に県内3カ所全ての集乳施設から採取。（令和5年度：12点）

○測定結果の公表

測定結果がわかり次第、記者発表を行うとともに、県のホームページで公表しています。

みやぎ原子力情報ステーション <https://www.r-info-miyagi.jp/r-info/>

宮城県内の農林水産物の測定結果

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syokushin/nuclear-index.html>

お問い合わせ先・相談窓口

<農産物について>

宮城県農政部園芸推進課流通ビジネス班 e-mail：engei-ryutsu@pref.miyagi.lg.jp

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県庁10階 電話：022-211-2337

<畜産物について>

宮城県農政部畜産課企画管理班 e-mail：tikusanpm@pref.miyagi.lg.jp

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県庁11階 電話：022-211-2851

農業に関する相談窓口

主な相談窓口と業務内容を紹介します。お気軽におたずねください。

農政部の主な業務と連絡先 (TEL 022-211-(内線) でダイヤルインできます。)

部 課 名	主な業務内容	メールアドレス ホームページアドレス
	班名(内線)	
農政部		noseisom@pref.miyagi.lg.jp https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/37.html
農政総務課 【県庁10階南側】	農業行政の総合的な調整、部の総務、組織・人事管理、予算管理、農業団体の検査・指導など	noseisom@pref.miyagi.lg.jp https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/nosuisom/
	総務班(2883)、管理班(2885)、予算管理班(2886)、団体指導検査班(2754)	
農業政策室 【県庁10階南側】	農業行政の総合的な企画、みやぎ食と農の県民条例基本計画に関すること、災害対応など	noseise@pref.miyagi.lg.jp https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/noseise/
	調整班(2892)、企画班(2963)	
農山漁村なりわい課 【県庁10階南側】	農山漁村の活性化・にぎわい創出に向けた企画・調整、中山間振興施策、農道の整備、農業集落排水、都市農村交流、農村の多面的機能の維持、6次産業化・農商工連携の促進、鳥獣被害防止対策など	nariwai@pref.miyagi.lg.jp https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/nariwai/
	農山漁村調整班(2657)、6次産業化支援班(2242)、交流推進班(2866)、中山間振興班(2874)	
食産業振興課 【県庁10階北側】	農林水産物等の流通・販売の企画・調整、食に関する産業振興施策の企画・調整、農林水産物の食の安全に係る企画・調整、県産食品のブランド化、県産食品の販路拡大など	syokushin@pref.miyagi.lg.jp https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syokushin/
	食産業企画班(2814)、食ビジネス支援班(2812)、県産品販売支援班(2815)、ブランド推進班(2813)	
農業振興課 【県庁10階北側】	農業振興施策の企画・調整、農業経営基盤強化促進対策、農地の権利関係の調整、農業技術の改良普及、農業経営の改善普及、農業の後継者・担い手の育成、農業者への金融支援、経営構造対策事業、農地中間管理事業、先進的な農業経営体の育成など	nosin@pref.miyagi.lg.jp https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/nosin/
	調整班(2832)、先進的経営体支援班(2833)、農地調整班(2834)、経営構造対策班(2835)、農業人材育成班(2836)、普及支援班(2837)	
みやぎ米推進課 【県庁10階北側】	みやぎ米や農産物(園芸作物を除く)の生産・流通、米の消費拡大・需給調整、経営所得安定対策、農業公害対策、環境保全型農業の推進、農薬の安全・適正使用の確保、肥料の品質保全など	miyamai@pref.miyagi.lg.jp https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/noenkan/
	農産支援班(2844)、水田農業班(2842)、生産販売班(2841)、環境対策保全班(2845)	
園芸推進課 【県庁10階北側】	園芸振興施策の企画・推進、先進的園芸経営体の育成に関する企画・調整、園芸作物の生産及び流通など	engei@pref.miyagi.lg.jp https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/engei/
	調整班(2224)、園芸振興班(2843)、先進的園芸推進班(2723)、流通ビジネス班(2337)	
畜産課 【県庁11階南側】	畜産振興施策の企画・調整、畜産物の生産・流通・価格安定、飼料に関すること、畜産環境の整備・保全、家畜の改良増殖など	tikusan01@pref.miyagi.lg.jp https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/tikusanka/
	企画管理班(2851)、草地飼料班(2852)、生産振興班(2853)	
家畜防疫対策室 【県庁11階南側】	家畜、家さん・みつばちの保健衛生に関すること、獣医事及び動物用医薬品など	katai@pref.miyagi.lg.jp https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/boueki/
	衛生安全班(2854)	
農村振興課 【県庁11階南側】	農村振興に係る企画調査・事業調整・計画、土地改良法の施行、農業・農村整備の調査・計画・設計・積算、農業水利の調査・調整、国営事業の調整など	nosonshin@pref.miyagi.lg.jp https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/nosonshin/
	指導班(2861)、企画調整班(2863)、地域計画班(2862)、技術管理班(2865)、広域水利調整班(2864)	
農村整備課 【県庁11階南側】	農地整備、換地・交換分合、かんがい排水施設の整備・維持管理など	nosonseij@pref.miyagi.lg.jp https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/nosonseij/
	事業経理班(2871)、換地・用地班(2872)、ほ場整備班(2873)、水利施設保全班(2876)	
農村防災対策室 【県庁11階南側】	農地防災、災害復旧、農地海岸保全、農業用ため池、被災農地等の復興など	noubou@pref.miyagi.lg.jp https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/nosonbou/
	防災対策班(2875)、ため池対策班(2703)	

各地方機関・試験研究機関の主な業務と連絡先

地方機関名	主 な 業 務	
	連絡先(電話番号) メールアドレス	ホームページアドレス
農業大学校	農業の専門的技術及び経営の実践的教育の実施, 短期研修ほか	
	(TEL 022-383-8138) noudai@pref.miyagi.lg.jp	https://www.pref.miyagi.jp/site/noudai/
農業改良普及センター	地域の農業振興計画に係る支援, 担い手の確保・育成, 経営管理高度化の普及指導, 生産技術改善の普及指導ほか	
(地方振興事務所 農業振興部内)	大河原 (TEL 0224-53-3519) oknokai@pref.miyagi.lg.jp	https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/ok-nokai/
	亘 理 (TEL 0223-34-1141) wrnokai@pref.miyagi.lg.jp	https://www.pref.miyagi.jp/site/wrnk/
	仙 台 (TEL 022-275-8320) sdnokai@pref.miyagi.lg.jp	https://www.pref.miyagi.jp/site/sdnk/
	大 崎 (TEL 0229-91-0727) osnokai@pref.miyagi.lg.jp	https://www.pref.miyagi.jp/site/osnokai/
	美 里 (TEL 0229-32-3115) msnokai@pref.miyagi.lg.jp	https://www.pref.miyagi.jp/site/misato-index/
	栗 原 (TEL 0228-22-9404) khnokai@pref.miyagi.lg.jp	https://www.pref.miyagi.jp/site/khnokai/
	登 米 (TEL 0220-22-8603) tmnokai@pref.miyagi.lg.jp	https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/et-tmsgsin-n/hukyuu.html
	石 巻 (TEL 0225-95-1435) isnokai@pref.miyagi.lg.jp	https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/is-nokai/
	気仙沼 (TEL 0226-25-8068) ksnokai@pref.miyagi.lg.jp	https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/ks-tihouken-n/kesennumanokai.html
病害虫防除所	有害動植物防除の企画及び指導, 有害動植物の発生予察ほか	
	(TEL 022-275-8960) byogai@pref.miyagi.lg.jp	https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/byogai/
家畜保健衛生所	家畜の改良増殖, 草地開発整備, 家畜伝染病の予防ほか	
(地方振興事務所 畜産振興部)	大河原 (TEL 0224-53-3538) okkaho@pref.miyagi.lg.jp	https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/ok-kaho/
	仙 台 (TEL 022-257-0921) sdkaho@pref.miyagi.lg.jp	https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sd-kaho/
	北 部(TEL 0229-91-0729) nh-kaho@pref.miyagi.lg.jp	https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/nh-kaho/
	東 部(TEL 0220-22-2349) et-kaho@pref.miyagi.lg.jp	https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/et-kaho/
地方振興事務所	地域産業行政の総合的な企画・調整ほか	
	大河原 (TEL 0224-53-3111) oksgsin@pref.miyagi.lg.jp	https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/6.html
	仙 台 (TEL 022-275-9111) sdsinbk2@pref.miyagi.lg.jp	https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/7.html
	北 部 (TEL 0229-91-0701) nh-sgsin@pref.miyagi.lg.jp	https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/8.html
	栗原地域事務所 (TEL 0228-22-2111) nh-khsgsin@pref.miyagi.lg.jp	https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/9.html
	東 部 (TEL 0225-95-1411) et-sgsin@pref.miyagi.lg.jp	https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/11.html
	登米地域事務所 (TEL 0220-22-6111) et-tmsgsin@pref.miyagi.lg.jp	https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/10.html
	気仙沼 (TEL 0226-24-2121) kstisins@pref.miyagi.lg.jp	https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/12.html
地方機関名	主 な 業 務	
	連絡先	ホームページアドレス
農業・園芸総合研究所	農業, 園芸に関する試験研究ほか	
	(TEL 022-383-8111) marc-fk@pref.miyagi.lg.jp	https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/res_center/
古川農業試験場	水稻の新品種育成, 水稻・麦・大豆の栽培技術に関する試験研究ほか	
	(TEL 0229-26-5100) hknosi@pref.miyagi.lg.jp	https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/hk-nousi/
畜産試験場	家畜, 草地飼料, バイオテクノロジー等に関する試験研究ほか	
	(TEL 0229-72-3101) tikusans@pref.miyagi.lg.jp	https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/tikusans/
産業技術総合センター	食品加工における地域企業の技術の高度化と市場性のある商品づくり支援, 新産業創出に向けた研究開発の推進ほか	
	(TEL 022-377-8700) soudan-itim@pref.miyagi.lg.jp	https://www.mit.pref.miyagi.jp/index.html